

【守口市市税条例一部改正】（6 月市議会上程分）

① 軽自動車税

- ・【税制改正】電動キックボード（特定小型原動機付自転車）の車両区分創設に伴う対応
現行の原動機付自転車から区分して新たに定義された電動キックボードについては、
軽自動車税種別割の税率を 2,000 円とするよう改正します。
※道路交通法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 32 号）
道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（令和 4 年国土交通省令第 91 号）

② 個人市民税

- ・【税制改正】森林環境税（国税）の徴収方法について
個人市民税と合わせて令和 6 年度から賦課徴収することとします。（年額 1,000 円）
- ・【税制改正】給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化
前年に提出した給与所得者の扶養親族等申告書の記載内容と異動がないときは、年初
に提出する同申告書に記載すべき事項に代えて、前年から異動がない旨を記載して提出
することができることとします。

守口市印鑑条例の一部を改正する条例案について

1. 改正趣旨

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）において、個人番号カード（マイナンバーカード）の利便性の抜本的向上のため、個人番号カード所持者について、電子証明書の移動端末設備（スマートフォン）への搭載を可能とするよう整備されました。

それに伴い、用語の改正及び移動端末設備を利用して、印鑑登録証明書を申請し、及び交付を受けることができる規定を追加するため、守口市印鑑条例の一部を改正するものです。

2. 改正内容

（1）「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改めます。【第1条関係】

（2）移動端末設備（スマートフォン）に組み込まれた電磁的記録媒体に記録した移動端末設備用利用者証明用電子証明書を利用し、多機能端末機により印鑑登録証明書を申請し、及び交付を受けることができることとします。【第2条関係】

3. 施行期日

公布の日から施行します。

ただし、第2条の規定は、規則で定める日から施行します。

守口文化センター条例の一部を改正する条例（案）について

R5.6 生涯学習・スポーツ振興課

1. 目的

文化センター（以下センター）地下1階の放送室（124.5㎡）は、平成7年度から、また、1階の放送室（13.5㎡）は、平成26年度から本市の目的外使用許可により株式会社エフエムもりぐち（以下エフエムもりぐち）が使用。

しかしエフエムもりぐちが令和5年3月をもって地域コミュニティFM放送が終了し、同年4月の退去後空室の状態。今後、放送室としての見込みが全く見込めないことから、今後市民が利用する共用スペースとしての活用を検討するため、本条例の該当条項を改正するもの。

2. 改正内容

第13条及び別表規定の該当箇所を削除。

現条例(抄)

(目的外使用)

第13条 市長は、センターの一部を市民生活に関する情報を提供するため放送室として、目的外使用の許可をすることができる。この場合において、第3条から第6条まで及び第8条から前条までの規定を準用する。

2 前項の許可を受けた者は、別表に定める額を前納しなければならない。

⇒ 別表 放送室(地階)月額 232,000 円
放送室(1 階)月額 31,000 円

守口市健康増進計画等検討委員会条例案について

1. 趣旨

現行の守口市健康増進計画（守口市食育推進計画）の計画期間が令和6年度に満了します。現行の計画は守口市健康増進計画と守口市食育推進計画を統合し、策定していましたが、令和7年度以後の計画にはさらに守口市自殺対策計画を統合し、策定する予定です。

これらの次期計画を策定するに当たって、医療及び福祉関係団体の代表者等から意見を聴くことが適当であると考えことから、次のとおり守口市健康増進計画等検討委員会条例案を令和5年6月守口市議会定例会に提出するものです。

2. 主な制定内容

- （1） 委員会の所掌事務について定めます。（第2条関係）
- （2） 委員会の委員について定めます。（第3条関係）
- （3） 委員長及び副委員長について定めます。（第4条関係）
- （4） 委員会の会議について定めます。（第5条関係）

3. 施行期日

公布の日から施行します。

**守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例案について**

1. 改正の経緯

本条例は、児童福祉法の規定により、厚生労働省令で定める基準に従い、または参酌して定めることとされている。先般、こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和5年厚生労働省令第48号）により同基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

2. 改正の内容

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、条文の文言を整備

3. 施行日

公布の日から施行

**守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例案について**

1. 改正の経緯

本条例は、子ども・子育て支援法の規定により、内閣府令で定める基準に従い、または参酌して定めることとされている。先般、こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令（令和5年内閣府令第33号）により同基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

2. 改正の内容

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、同基準を引用している条文の文言を整備

3. 施行日

公布の日から施行

改正理由

- 旧南小学校跡地公園に南わくわく公園を開設し、あわせて南寺方南通2丁目児童公園、南寺方中通2丁目児童公園の公園機能を南わくわく公園に集約するため、両児童公園を廃止

改正内容

別表第1 公園の名称及び位置

	名 称	位 置
追加	南わくわく公園	守口市南寺方南通3丁目32番地の4

別表

	名 称	位 置
削除	南寺方南通2丁目児童公園	守口市南寺方南通2丁目89番地
削除	南寺方中通2丁目児童公園	守口市南寺方中通2丁目82番地の5



守口市寺方ポンプ場更新事業者プロポーザル選定委員会条例の一部を改正する条例案

1. 趣旨

東部大阪都市計画下水道及び守口市守口処理区公共下水道事業計画の変更に伴い、新たに建設する施設（寺方ポンプ場）を守口処理場内ポンプ場の沈砂池ポンプ棟として位置付け、また、昨今の物価上昇による予算の見直しが必要であり、事業者選定スケジュールに変更が生じたため、守口市寺方ポンプ場更新事業者プロポーザル選定委員会条例の一部を改正します。

2. 主な改正内容

(1) 題名等の変更

守口市寺方ポンプ場更新事業者プロポーザル選定委員会条例



守口市守口処理場沈砂池ポンプ棟・寺方ポンプ場更新事業者プロポーザル
選定委員会条例

(2) 条例の失効時期

令和6年3月31日 → 令和6年6月30日

3. 施行期日

公布の日から施行します。

令和5年6月1日

教育委員会教育部

守口市立学校設置条例の一部を改正する条例案

1 改正趣旨

教育委員会では、令和5年2月に策定した「八雲中学校区における義務教育学校設置計画」において、令和9年度の義務教育学校の開校をめざしています。その設置場所は、下島小学校及び隣接する道路・公園とし、令和6年度に下島小学校校舎を解体することとしています。

校名については、八雲中学校区学校運営協議会からの提言も踏まえ、義務教育学校開校までに検討していくものとし、令和6年度から下島小学校を八雲小学校に統合するため、所要の条例改正を行うものです。

2 改正内容（第1条関係）

守口市立下島小学校の名称及び位置を削除します。

3 施行期日

令和6年4月1日

4 義務教育学校開校へ向けた年度スケジュール

令和6年度	令和7～8年度	令和9年度
・ 八雲小学校校舎を使用し、下島小学校を八雲小学校に統合 ・ 下島小学校校舎を解体	・ 新校舎工事	・ 八雲小学校と八雲中学校を統合し、新校舎を供用開始し、義務教育学校の開校

行政会議資料

守口市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

1. 改正の趣旨

現在進めております大阪市との庭窪浄水場施設の共同化に伴い、浄水方法の変更が生じるため、水道法第10条の規定に基づき、厚生労働大臣の認可を受ける必要があります。

この変更認可に当たっては、給水人口及び1日最大給水量についても併せて認可を受ける必要があります。給水人口については市の総合基本計画の考え方を踏まえた推計を、1日最大給水量については用途別給水量等の推計を基にそれぞれ改めることから、守口市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正するものです。

2. 改正内容

次のように改正します。(第2条関係)

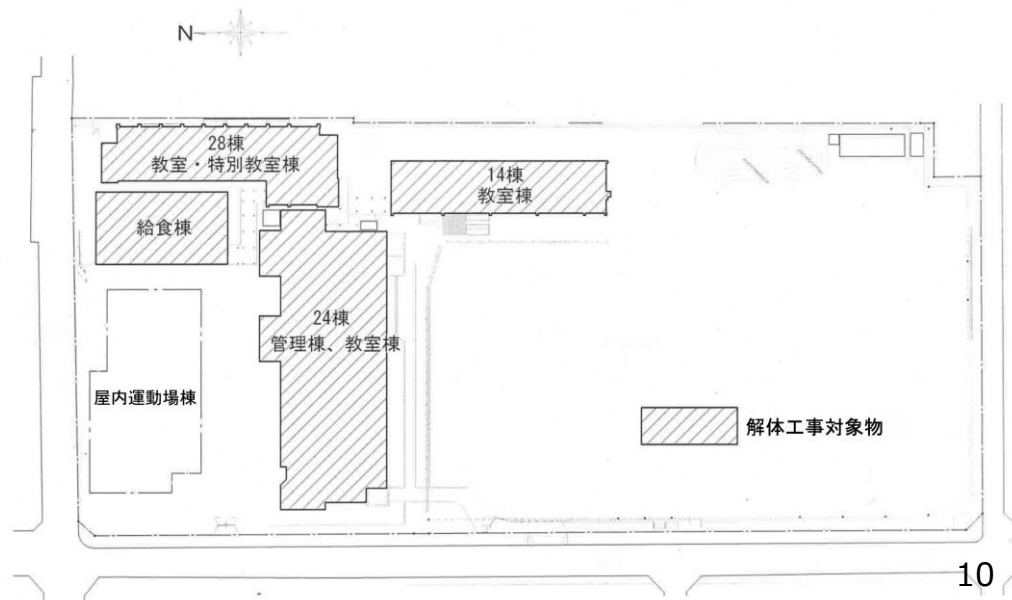
改 正 前	改 正 後
第1条 略	第1条 略
(経営の基本)	(経営の基本)
第2条 略	第2条 略
2 略	2 略
3 給水人口は、 <u>150,000人</u> とする。	3 給水人口は、 <u>142,000人</u> とする。
4 1日最大給水量は、 <u>65,200立方メートル</u> とする。	4 1日最大給水量は、 <u>50,900立方メートル</u> とする。
以下 略	以下 略

3. 施行期日

管理者が定める日から施行します。

旧さくら小学校校舎等解体工事請負契約の締結について

工 事 名	旧さくら小学校校舎等解体工事	工 事 内 容	旧さくら小学校校舎等解体工事に伴う建築工事一式、電気設備工事一式、機械設備工事一式 教室棟(14棟):鉄筋コンクリート造3階建・延床面積1,195.71㎡、管理棟、教室棟(24棟):鉄筋コンクリート造4階建・延床面積2,695.38㎡、教室・特別教室棟(28棟):鉄筋コンクリート造4階建・延床面積1,540.91㎡、給食棟:鉄骨造平屋建・延床面積252.35㎡、その他附属棟及び外構
契約の相手方	株式会社前田産業大阪支店		
契 約 金 額	510,400,000円(落札率92.03%)	入 札 方 法	条件付き一般競争入札 (5月18日開札)
工 期	議決の日の翌日～令和6年7月31日	入 札 結 果	入札参加社数 2社



世木公園再整備工事請負契約の締結について

工 事 名	世木公園再整備工事	工 事 内 容	基盤整備：施設撤去工、植栽撤去工、敷地造成工、擁壁工 一式 施設整備：植栽工、給水設備工、雨水排水設備工、汚水排水設備工、電気設備工、園路広場整備工、修景施設整備工、遊戯施設整備工、サービス施設整備工、管理施設整備工他 一式	
契約の相手方	株式会社エコ・テクノ守口支店			
契 約 金 額	303,339,300円(落札率 88.5%)	入 札 方 法	条件付き一般競争入札 (5月19日開札)	
工 期	議決の日の翌日～令和6年3月22日	入 札 結 果	入札参加社数	32社



道路公園課

平面図

令和5年度守口市一般会計補正予算（第3号）
1 歳入歳出予算の補正

（単位：千円）

企画財政部
財政課

事業名等	款	項	目	節	補正額	財源内訳					備考
						国・庫 支出金	府 支出金	地方債	その他	一般財源	
市長等特別職の給料等減額措置	総務費	総務管理費	一般管理費	給料	△ 5,515					△ 5,515	
				職員手当等	△ 882					△ 882	
	教育費	教育総務費	事務局費	給料	△ 747					△ 747	
				職員手当等	△ 120					△ 120	
	計				△ 7,264					△ 7,264	
保育士等派遣事業	総務費	総務管理費	一般管理費	委託料	17,050					17,050	
庁舎保全改修事業（外壁改修）	総務費	総務管理費	庁舎管理費	委託料	3,603					3,603	
旧徳永家住宅活用事業	総務費	総務管理費	生涯学習費	委託料	3,225					3,225	
北部コミュニティセンター改修事業	総務費	総務管理費	コミュニティセンター費	委託料	14,390			12,700		1,690	
第7期守口市障がい福祉計画及び第3期守口市障がい児福祉計画策定事業	民生費	社会福祉費	障がい者福祉費	報酬	314					314	
				需用費	232					232	
				委託料	6,988					6,988	
				計	7,534					7,534	
くすのき広域連合負担金（追加分）	民生費	社会福祉費	老人福祉費	負担金、補助及び交付金	13,146					13,146	
第三期守口市子ども・子育て支援事業計画策定事業	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	委託料	6,886					6,886	
子育て支援アプリ導入事業	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	委託料	440	319	159			160	・出産・子育て応援交付金
				使用料及び賃借料	198						
				計	638			319	159		
民間保育士緊急確保支援事業	民生費	児童福祉費	児童措置費	需用費	179					179	
				役務費	920					920	
				計	1,099					1,099	
認定こども園整備助成事業	民生費	児童福祉費	児童措置費	負担金、補助及び交付金	63,848	50,779		10,500		2,569	・施設整備事業補助金
生活保護システム改修事業	民生費	生活保護費	生活保護総務費	委託料	2,506	1,252				1,254	・生活困窮者自立支援補助金
第二次守口市健康増進計画策定事業	衛生費	保健衛生費	市民保健センター費	報酬	266					266	
				役務費	865					865	
				委託料	2,497					2,497	
				計	3,628					3,628	
屈折検査実施事業	衛生費	保健衛生費	市民保健センター費	報償費	98	689	251			691	・母子保健衛生費国庫補助金 ・大阪府屈折検査導入支援対策交付金
				需用費	136						
				役務費	17						
				備品購入費	1,380						
				計	1,631	689	251			691	
守口市おでかけ応援商品券事業	産業費	商工費	商工振興費	委託料	521,775	318,363				203,412	・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金）
エリアマネジメント推進事業	土木費	都市計画費	都市計画総務費	委託料	9,526					9,526	
守口市花と緑の基本計画策定事業	土木費	都市計画費	都市計画総務費	印刷製本費	170					170	
				委託料	3,480					3,480	
				計	3,650					3,650	
守口市立地適正化計画策定事業	土木費	都市計画費	都市計画総務費	印刷製本費	130	2,300				2,620	・集約都市形成支援事業費補助金
				委託料	4,790						
				計	4,920	2,300				2,620	
守口市公園施設長寿命化計画策定事業	土木費	都市計画費	公園管理費	委託料	44,895	11,000				33,895	・防災・安全交付金
大枝公園微細ミスト噴霧設備設置事業	土木費	都市計画費	公園管理費	工事請負費	15,000		15,000			0	・都市緑化を活用した猛暑対策事業補助金
大宮中央公園（旧さくら小学校跡地）整備事業	土木費	都市計画費	公園築造費	委託料	22,200	8,031		12,400		1,769	・都市構造再編集中支援事業費補助金
旧佐太老人福祉センター跡地公園整備事業	土木費	都市計画費	公園築造費	委託料	12,280	2,700		6,600		2,980	・都市構造再編集中支援事業費補助金
守口市立小学校等給食費無償化事業	教育費	教育総務費	事務局費	負担金、補助及び交付金	136,350					136,350	
特別支援教育支援員配置事業	教育費	教育総務費	教育研究費	報酬	24,588					24,588	
				職員手当等	2,675					2,675	
				旅費	2,856					2,856	
				計	30,119					30,119	
英語教育推進事業	教育費	教育総務費	教育研究費	報償費	40					40	
				委託料	8,607					8,607	
				計	8,647					8,647	
地域運動部活動推進事業	教育費	教育総務費	教育研究費	報償費	810					810	
				旅費	144					144	
				計	954					954	
学生フレンド拡充事業	教育費	教育総務費	教育研究費	報償費	5,589		2,794			2,795	・子どもの貧困緊急対策事業費補助金
学校図書館システム導入事業	教育費	小学校費	学校管理費	使用料及び賃借料	1,105					1,105	
		中学校費	学校管理費	使用料及び賃借料	673					673	
		計	1,778					1,778			
合 計				949,603	395,433	18,204	42,200	0	493,766		

補正に必要な一般財源については、財政調整基金493,766千円で財源措置します。

（参考）補正後の歳入歳出予算の総額

補 正 前 の 額	69,317,937 千円
補 正 額	949,603 千円
補 正 後 の 額	70,267,540 千円

2 債務負担行為の補正
（追加）

（単位：千円）

事項	期限	限度額
庁舎外壁改修工事実施設計等業務委託事業	令和6年度	9,901
第三期守口市子ども・子育て支援事業計画策定事業	令和6年度	5,331
第二次守口市健康増進計画策定事業	令和6年度	1,925

3 地方債の補正
（変更）

（単位：千円）

起債の目的	限度額		
地区コミュニティセンター整備事業費債	195,100	→	207,800（＋12,700）
認定こども園等整備助成事業費債	90,700	→	101,200（＋10,500）
公園築造事業費債	939,700	→	958,700（＋19,000）

令和5年度守口市特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）について**1 補正予算額**

6,774 千円（補正予算後の予算総額：14,716,774 千円）

2 補正予算の内容

保険者は「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」により、保健事業の実施計画（以下「データヘルス計画」という。）を策定した上で、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を行うこととされております。

また、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、特定健診等の具体的な実施方法等を定めた特定健康診査等実施計画を策定することとされております。本市では、平成30年度からデータヘルス計画と特定健康診査等実施計画を併せて策定しており、現在は、守口市国民健康保険第2期データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画（以下「第2期データヘルス計画等」という。）に基づき保健事業を実施しております。

この度、令和6年3月に第2期データヘルス計画等の計画期間が終了することから、令和5年度中に計画等の見直しを行い、新たに第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画を策定する必要があるため、計画策定の支援に係る費用について補正するものです。

◎ 内訳**【 歳出 】**

（款）保健事業費 （項）保健事業費 （目）趣旨普及費

6,774 千円

【 歳入 】

（款）繰入金 （項）繰入金 （目）基金繰入金

6,774 千円

令和５年度守口市特別会計介護保険事業補正予算（第１号）について

１．補正理由

令和６年３月末でのくすのき広域連合の解散、同年４月１日からの介護保険事業の市単独実施を見据え、現在、準備事務を進めています。

くすのき広域連合では、平成２８年１０月から現在に至るまで、増加の一途を辿っている要介護（要支援）認定者の介護認定業務に加え、介護保険関係の窓口業務や内部事務の一部について、民間事業者に委託することで、効率的で効果的な事務の遂行に努めているところであり、本市単独での介護保険事業の実施においても、現在の委託内容を精査したうえで、引き続き窓口業務等委託を実施しようとするものです。

なお、くすのき広域連合からの業務引継ぎ、また令和６年４月からスムーズに業務を開始するための準備を行う観点から、準備期間の令和５年度を含めた令和８年度までの債務負担行為を設定するものです。

つきましては、下記のとおり、令和５年６月市議会定例会に令和５年度守口市特別会計介護保険事業補正予算（第１号）を提出するものです。

２．予算内容

●債務負担行為の設定

事業名：窓口業務等委託事業

期 間：令和８年度まで

限度額：296,472 千円

（款）総務費（項）総務管理費（目）一般管理費

（節）委託料（細節）委託料

【内訳】

令和５年度 0 千円

令和６年度 110,880 千円

令和７年度 91,476 千円

令和８年度 94,116 千円

合 計 296,472 千円

令和5年6月1日

【環境下水道部下水道課】

令和5年度守口市下水道事業会計補正予算(第2号)

1 資本的支出の補正

支 出

(単位：千円)

款	項	補正額	財源内訳			備 考
			国(府)支出金	企業債	その他	
資本的支出	建設改良費	△ 2,169			△ 2,169	(目)ポンプ場整備費 (節)委託料 (7,255減額) (目)処理場整備費 (節)報酬・(節)委託料 (5,086増額)

(参 考)資本的支出の総額

(単位：千円)

	補正前の額	補正額	補正後の額
資本的支出	3,535,373	△ 2,169	3,533,204

2 債務負担行為の補正

(追 加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
守口市守口処理場沈砂池ポンプ棟・寺方ポンプ場更新事業に係るアドバイザー事業	令和6年度まで	2,255

守口市災害警戒本部設置基準について

【災害警戒本部自動設置基準】

- 地震 震度4(守口市又は隣接地域(大阪市東淀川区・旭区・鶴見区、門真市、寝屋川市、摂津市))
- 台風 24 時間後に大阪府域が暴風警戒域に入ると大阪管区気象台が予報したとき
- 大雨 ポンプ運転調整準備指示を大阪府知事が発令したとき

【警戒本部設置時の動き：ポンプ運転調整準備指示の場合】

- ①自動設置基準に基づく設置連絡
(LoGo チャットグループ:危機管理室発信)



- ②非常参集(LoGo チャットにて設置連絡を受けた時点で登庁)
： 危機管理監、環境下水道部長、都市整備部長



- ③情報収集： 危機管理室 ⇒ 危機管理監 へ報告



- ④LoGo チャットにより、特別職グループ、災害警戒本部員グループ及び避難所従事者への情報提供もしくは登庁要請の連絡